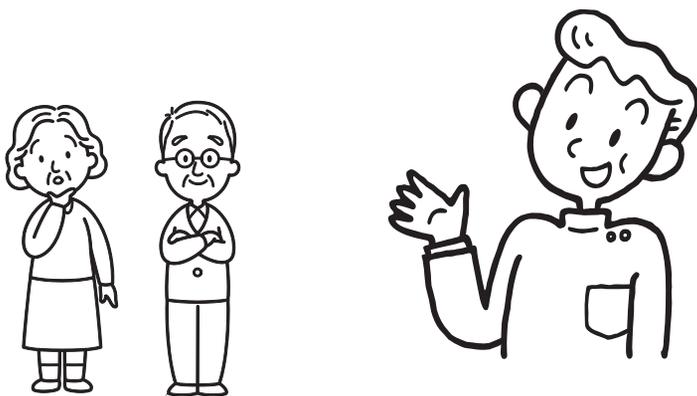


医療費の支払いや今後の療養生活 の不安を感じた時に

～知っておきたい制度のご案内～



埼玉医科大学国際医療センター

患者支援センター 医療福祉相談室

がん相談支援センター

はじめに

けがをしたとき、病気がわかったとき、
患者さんやご家族には様々な心配が出てくると思います。

患者さんの病気やお身体のことはもちろん、
これからの生活のこと、仕事のこと、家族のこと、
気にかかることはたくさんあるかもしれません。
この小冊子は、医療費の負担を軽くする制度をはじめ、
療養生活を支える制度について、ご紹介しています。

この小冊子でご案内した制度の他にも
相談したいことや知りたい情報がありましたら
ソーシャルワーカーまでお気軽にお声掛けください。



障がいのある方が医療を受けるとき



身体障害者手帳について

身体障害者手帳とは

身体障害者福祉法に定める程度の障がいがある方が永続すると認定された方に対して交付されるものです。手帳があることで、以下のような福祉サービスが受けられます。

【利用できるサービス】

- ・ 重度心身障害者医療費助成制度 →詳しくは P12 をご覧ください
- ・ 自立支援医療（旧更生医療） →詳しくは P13 をご覧ください
- ・ 日常生活用具の支給（介護用ベッド、ストマ用品、点字器など）
- ・ 住宅改修費の助成
- ・ 所得税や住民税、相続税の軽減
- ・ 補装具費の支給
- ・ 交通機関の運賃割引 など

※お住まいの市町村や障がいの程度によって利用できるサービスが異なりますので、詳しくは各市町村窓口にお問い合わせください。

対象となる障がい



※患者さんの障がいの手帳の交付対象かどうかは担当医にご確認ください。

申請窓口

お住まいの市町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

1) 重度心身障害者医療費助成制度について

* この制度を使うと何が変わるの？ *

障がいのある方が医療機関にかかる際の医療費のうち、保険診療の自己負担分が県や市町村から助成されます。医療保険外のもの（差額ベッド代やパジャマ代）などは含まれませんが、市町村によっては食事代も対象になっているところがあります。

* 対象となる方 *（埼玉県の場合）

- ・身体障害者手帳 1～3級の交付を受けている方
- ・療育手帳マルA、A、Bの交付を受けている方
- ・後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている方
（精神病床への入院費用は助成対象外）

※市町村によって独自に対象者を拡大していることもあります。

* 申請窓口 *

お住まいの市町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

この制度を受けるための申請方法や書類は市町村によって異なります。

* 年齢制限 *

- ・65歳未満の方。

※2014年12月31日までにこの制度の対象となっている方は、年齢要件はありません。

※市町村によって対象の時期が異なる場合があります。

* 所得制限 *

- ・2019年1月1日以降、新たに制度の対象となった方から所得制限が導入されました。対象となるのは、本人の所得が下記の限度額を超える場合です。

扶養親族等の人数	所得制限限度額
なし	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人目以降	1人増えるごとに38万円を加算

- ・2018年12月31日までにこの制度の対象になっている方の所得制限の導入は、2022年10月1日からになります。

2) 自立支援医療（更生医療）について

身体に障がいのある方が手術などによって障がいを軽くしたり、取り除いたりする場合に、そのためにかかる医療費の負担を軽くする制度です。（例：心臓機能障害のある方がペースメーカー植え込み術、人工弁置換術を受ける場合など）

* この制度を使うと何が変わるの？ *

対象となる障がいの治療にかかった医療費は、収入によって1ヶ月あたりの自己負担限度額が決められています。

※申請して認められた疾患以外に対する治療費や差額ベッド代・食事代などは含まれません。

※「限度額適用認定証」（P 2 参照）を利用した時と自己負担限度額が同じになる場合があります。市町村役場の障害福祉担当課に確認の上、申請してください。

* 対象となる方 *

18歳以上の身体障害者手帳を取得されている方。

（手帳をお持ちでない方は同時申請となります。P10をご覧ください。）

※対象となる主な障害は P11 をご参照ください。

※予定されている治療に当制度が利用できるかどうかは担当医にご確認ください。

※一定以上の所得がある方は、対象外となることがあります。

* 申請窓口 *

お住まいの市町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

この制度を利用するためには、事前の申請が必要です。手術日が決定したら早めに申請してください。

申請の際に必要なもの

- ①申請書 …申請窓口で受け取り、患者さん・ご家族で記入するもの
 - ②医師の意見書 …申請窓口で受け取り、医師が記入するもの
 - ③身体障害者手帳のコピー
 - ④健康保険証
 - ⑤収入を確認できる資料
 - ⑥特定疾病療養受療証のコピー
(腎臓機能障害に対する人工透析導入の場合)
- ①、②の書類と一緒に
申請時に持っていくもの





この小冊子は、一部公的な補助を受けて作成しております。

埼玉医科大学国際医療センター
患者支援センター 医療福祉相談室
がん相談支援センター

2023年4月1日

(2023 年 4 月 1 日更新)